

WORLD ACADEMY 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ラソス（以下「当社」といいます）が運営管理する All English After School「WORLD ACADEMY」（以下「当スクール」といいます）にて実施される所定のカリキュラムによる各コース、レッスンをお子様を受講させるため当スクールを利用されるお客様（以下「利用者」といいます）がその利用に際して遵守すべき事項を定めたものです。

当スクールの利用の際には、本規約が適用されますので、ご利用の前に必ずお読みください。なお、当スクールはお子様による利用を目的とするものですので、保護者が利用契約者として本規約に同意した上で、お申し込みください。

第1章 [総 則]

第1条（目的・適用）

1. 本規約は、利用者と当社との間において適用されます。利用者は、本規約のすべてに同意した上で、次条の申し込みをされたものとみなされます。
2. 本規約以外に各コース、レッスンにかかる説明書き、注意書き、その他当社より利用者へ別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項も本規約の一部を構成しますので、十分ご確認ください。

第2条（入会）

1. 利用者は、所定の方法で入会申し込みを行うものとします。この申し込みに対して当社が入会を承諾したときに、当社と利用者間で当スクール利用にかかる利用契約が成立します。
2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会希望者の入会を承諾しない場合があります。なお、当社は入会希望者に対し、不承諾の理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 当社に提供した登録情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 反社会的勢力等である、または反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (3) 過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - (4) その他、入会を適当でないと当社が判断した場合

第3条（入会金等）

1. 前条の入会承諾後、次の費用（以下「入会金等」といいます。）の納入が完了した時点で、利用者は当スクールの利用が可能となります。

- ① 入会金
 - ② 初月分の利用料金
 - ③ 初年度分のテキスト代
 - ④ 初年度分の施設利用料
 - ⑤ その他別途当社より案内される費用があれば、その費用
2. 入会后、利用者は、各コース、レッスンに応じた当月分の利用料金を毎月1日に当社指定の方法により支払うものとします。当スクール所定のチケットにより利用する場合は、事前にチケット購入の上これを使用し利用するものとします。詳細については、当スクールのウェブサイトに記載の料金表のとおりです。
 3. 入会金等、利用料金その他の費用については、中途退会、登録抹消その他いかなる場合も（チケットの残数分についても）返金されないものとします。

第4条（クーリング・オフ）

1. 利用者は、契約成立の日から起算して8日間以内であれば、書面または電磁的方法（メールやFAX、SNS、当社の送信フォーム等）により契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます）ができます。なお、利用者がクーリング・オフをした際には、違約金等の支払いをすることは不要です。また、この場合に、当社が費用等を既に受領しているときは、全額が返金されます。ただし、提供済みの教材やテキストを既に開封または利用し、あるいはその全部若しくは一部を使用または消費したときは、これらの費用（既に受講済みのレッスン等の利用料金を含みます）に限ってはクーリング・オフをすることができません。
2. 当社が利用者に対して不実の事項を告げ、または威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、利用者は、改めて当社からクーリング・オフができる旨の通知を受領して説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
3. クーリング・オフは、利用者が当社宛に発信したときにその効力が生じます。
4. クーリング・オフの文例については、下記のとおりです。

記

[クーリング・オフの文例]

契約解除通知書

株式会社ラソス 殿

貴社との間で**年**月**日付締結の利用契約について、WORLD ACADEMY 利用規約第4条（クーリング・オフ）に基づき契約を解除します。つきましては、支払済みの**円を下記口座にお振込み下さい。

口座情報： **銀行**支店 普通預金口座**** ** **

年月**日 住所**** 氏名****

第5条（退会）

1. 前条のクーリング・オフ期間経過後においても、利用者は、この契約を解約すること（退会）ができます。
2. 退会を希望する場合は、退会希望月の前月1日までにその旨を当社まで通知する必要があります。自動振替等の処理のため、これを超えると翌月分の支払いも発生します。

例）8月より退会したい場合は、7月1日までに通知する必要があります。7月2日以降に通知された場合は、8月分の利用料金が発生します。

第6条（当日の欠席、途中退席、遅刻等）

1. 利用者都合による受講当日の欠席、途中退席、遅刻等があった場合においても、支払い済みの利用料金等の返金はされません。また、原則として振替実施されず、当該回分は消化されます。
2. やむを得ない事由により、利用者が受講日の日程変更を希望する場合、予定日の前日（以下「変更期限」といいます）までに、その旨当スクールへ連絡し、当スクールとの間で日程調整を行うものとします。ただし、次の場合は、日程変更が行えない場合があります。
 - (1) 変更期限を超えてお客様からの日程変更の連絡があった場合
 - (2) その他、当スクールが日程の変更ができないと判断した場合

第7条（お子様に関する事前通知）

1. 利用者は、お子様について次の各号に該当する事由がある場合は、入会時に、当社に通知するものとします。
 - ① アレルギー・痙攣・引きつけ・てんかん・心臓病・喘息などの健康状態その他留意すべき疾患等がある場合
 - ② 言葉や歩行、性格や行動その他に関して、身体的または精神的な状態や発達において留意すべき点がある場合
 - ③ その他、当スクールが各コース、レッスンを提供するにあたりお子様に関して留意すべき点がある場合
2. 前項の他、利用者は、次の各号に該当する事由がある場合には、お子様の受講の都度、事前に、当社に通知するものとします。
 - ① 利用者または利用者の家族もしくは同居者が、当該受講予約日から遡って2週間以内に、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症その他の感染症（以下、「感染症」といいます。）に罹患した場合もしくは罹患が疑われた場合、または感染症の罹患の有無について検査、もしくは検査の実施を要請された場合

② その他、当スクールが留意すべき点がある場合

3. 利用者は、前各項の事由により（例えば、疾患等が重度のものである場合などにより）当スクールの利用が困難であると当社または担当講師が判断した場合、受講予約の確定前後にかかわらず、利用の中止または予約をお断りする場合がありますことを、あらかじめ了承するものとします。当該中止等により利用者に生じた不利益や損害について当社は一切責任を負いません。

第2章 [権利義務]

第8条（権利帰属）

1. 当スクールに関する所有権および知的財産権（当スクールの利用に伴い、利用者へ提供される当スクールの内容、当社や担当講師の保有する知見や教育ノウハウ、運営ノウハウおよびこれらに関する資料や情報に関する著作権等を含みます）は、当社に帰属しており、かつ利用者には移転しないものとします。
2. 利用者は、いかなる理由によっても当社または権利者の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第9条（肖像等）

1. 当社は、レッスン等の実施内容（受講中の様子、お子様の創作された作品、著作物など）を、録画または写真撮影等することがあります。当社は、これらを行った場合、動画・写真等をレッスン等の提供の目的で利用するほか、当スクールのサービス向上・改善、研究開発等の目的で利用します。
2. 当社が前項の動画・写真等を、個人が特定される形態、方法で利用する場合（例えば、販売促進や実績紹介等のために当スクールのウェブサイト等に、利用者やお子様の顔や名前とともに“お客様の声”などと掲示する場合など）は、ご本人に事前連絡のうえ、承諾を得た場合にのみ利用することができるものとします。

第10条（非保証等）

1. 当社は、利用者に対し、次のことを保証しません。利用者は、お子様の受講後の成果等については個人差があること、また当該非保証を理解し、事前に了承するものとします。
 - (1) 当スクールの利用により、お子様のスキル、知識が利用者の要望する習得レベルまで到達すること。
 - (2) 当スクールの利用により、お子様が特定の試験や検定等に合格するなど、一定の成果や有益な機会等が必ず得られること。
 - (3) その他の利用者の特定の目的に適合すること。
2. 当スクールに関するサービスの提供の一時中断、停止、終了、利用不能に関連して利用者が被った損害につき、これらの発生が当社の責に帰すべき事由によるものを除き（次

のいずれかの事由に該当する場合がありますが、この限りではありません。)、当社は、当該損害を賠償し、または補填する責任を負いません。

- (1) 当該サービスに関連するシステムの一時中断、停止、終了、利用不能または変更等の場合
- (2) 天災地変・停電・暴動・騒乱・戦争・労働争議その他の不可抗力により提供が困難な場合
- (3) その他運用上または技術上の事由により当社が提供の一時中断等が必要であるか、または不測の事態により提供を困難と判断した場合、当スクールに関する事業を終了する場合

第 1 1 条 (利用時の注意事項)

1. お子様の不注意等により、当スクール施設内の備品、器具、機材その他を汚損・破損・毀損・紛失等した場合、これらを賠償いただくことがあります。
2. お子様同士のケンカやトラブル、これらにともなう怪我等に関して当社は責任を負いません。
3. 当スクール利用時のお子様の健康状態、貴重品などの所持品の管理については、利用者自らの責任において行うものとします。

第 1 2 条 (機密情報)

利用者は、当スクールの利用に伴い、当社より提供を受け、または知得した当社の機密情報(当スクールの運営内容を含む営業上、技術上、財産上、その他当社の教育ノウハウ、運営ノウハウに関する資料や情報、担当講師の個人情報を含みます)を適切に管理し、当社の事前の承諾なしに第三者へ開示または漏洩してはならず、また当社の許諾する目的以外に使用してはならないものとします。

第 3 章 [禁 止 行 為]

第 1 3 条 (禁止行為)

1. 当スクール利用に関する禁止行為は、以下の通りです。利用者は、お子様にもこれらの行為が無いよう管理いただく必要があります。
 - (1) 当スクール運営、レッスン等の進行を妨げ、または他のお客様の迷惑となる行為
 - (2) 他のお客様、当社または当社関係者その他第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他のお客様、当社または当社関係者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
 - (4) 公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為

- を勧誘、幫助、強制、助長する行為
- (5) 他のお客様の情報収集目的、宗教や政治活動など当スクールと関係のない団体や活動への勧誘目的で当スクールを利用する行為
 - (6) 当スクールより提供された情報、教材、テキスト、資料、データ等の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為（当該情報や各種コンテンツ等を複製、改変、転載、引用、SNS その他メディアへの掲載、公衆送信、送信可能化、アップロード、販売、レンタル、上映または放送する行為、事前許諾なしに録音、録画、撮影等を行う行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません）
 - (7) その他、当社が不適切と判断した行為
2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、当社の裁量により判断することができるものとします。

第4章 [解除等]

第14条（解除等）

- 1. 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、契約を解除し、退会させることができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告してもこれが是正されなかった場合
 - (2) 次条（反社会的勢力等）に違反した場合
 - (3) 正当な理由なく当社の指示や方針に従わなかった場合
- 2. 前項による解除時に、未支払の利用料金等が残っていた場合、利用者様は直ちにすべての支払を行わなければならないものとします。

第15条（反社会的勢力等）

利用者は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- (3) 自らまたは第三者を利用して、暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

第16条（損害賠償）

利用者は、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第5章 [雑 則]

第17条 (譲渡等)

利用者は、事前の承諾なく、当スクールの利用者としての地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に譲渡しもしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第18条 (協議)

本規約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

第19条 (合意管轄)

当スクール利用に関して紛争が生じた場合は、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 (有効期間)

本規約の有効期間は、利用者の入会日から退会日まで、有効に存続します。

第21条 (存続条項)

退会後においても、第8条 (権利帰属)、第9条 (肖像等)、第10条 (非保証等)、第12条 (機密情報)、第13条 (禁止行為)、第15条 (反社会的勢力等)、第16条 (損害賠償)、第19条 (合意管轄) および本条 (存続条項) は、なお有効に存続します。

以上

最終改定 2023年7月1日